

伊豆市水害に備えた土地利用条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

伊豆市長

南地豊

伊豆市規則第9号

伊豆市水害に備えた土地利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市水害に備えた土地利用条例（平成28年伊豆市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(開発行為等における浸水対策の措置に関する事項)

第3条 条例第8条の開発行為等における浸水対策の措置は、伊豆市が定める都市計画法による開発行為等に関する技術基準のとおりとする。

(住民等への周知に関する事項)

第4条 条例第9条の規定による開発行為等に際して周辺住民等利害関係者へ周知する内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発計画の概要（開発区域の位置、現況、土地利用計画等）
- (2) 防災計画の概要（調整池、その他雨水流出抑制措置に関する計画）

(事業標識の設置に関する事項)

第5条 条例第10条の規定により設置する事業標識は、様式第1号により前条に規定する内容を表示するものとする。

(市への報告に関する事項)

第6条 条例第11条に規定する開発行為等の住民等への周知に関する市への報告は、説明報告書（様式第2号）により行うものとする。

(建築行為における浸水対策の措置に関する事項)

第7条 条例第12条に規定する建築物の浸水対策上必要な措置（以下「浸水対策措置」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 別図第1に示すとおり、浸水想定水位より高位に居室、屋上その他の避難上有効な空間を有し、かつ、避難経路を有すること。
- (2) 浸水による建築物の浮き上がり、流失等の対策が講じられ、主要構造部が安全性を有する構造であること。

(浸水対策措置に関する基準)

第8条 前条第1号に規定する避難上有効な空間とは、次のいずれかの空間をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）
- (2) 一戸建て住宅における当該住宅内の屋上、バルコニー、小屋裏等
- (3) 一戸建て住宅における同一敷地内の他の建築物の居室、屋上、バルコニー、小屋裏等
- (4) 一戸建て住宅における同一敷地内の倉庫、車庫等の屋上等
- (5) 下宿、共同住宅、寄宿舎、長屋における廊下、ホール、屋上等の共有部分

2 前条第1号に規定する避難経路とは、次に掲げるものにより、前項各号に規定する避難上有効な空間へ容易に移動可能な経路をいう。

- (1) 階段
- (2) 建築物に固定されているはしご
- (3) 開閉式の天窗

3 前条第2号に規定する安全な構造とは、次のいずれかの構造をいう。

- (1) 浸水想定水位下の主要構造部が、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
- (2) 木造の建築物においては、別図第2に示すとおり、浮力がかかる柱脚部と土台又は基礎が接合金物（L型かど金物、T型かど金物）等により緊結力が強化されていること。
- (3) 木造の建築物においては、前号に規定するほか、有効な浮き上がり対策や緊結力の強化が行われていること。

（建築行為の届出に関する事項）

第9条 条例第13条の建築行為の届出は、建築行為の届出書（様式第3号）により行うものとする。

（建築行為の届出受理に関する事項）

第10条 条例第14条の建築行為の届出受理は、建築行為の届出受理書（様式第4号）によって行うものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

(1) 開発計画の概要 (開発区域の位置、現況、土地利用計画等)

← 90 cm以上 →

開発計画の概要の表示							
開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測の別 公簿)						
	比率						
権利等		地盤の状況					
(申請予定者) 住所 氏名 電話番号		(施工者) 住所 氏名 電話番号					
		(設計者) 住所 氏名 電話番号					
開発行為等の目的		予定建築物等の用途					
接 続 道 路	道路の名称			河川等の名称			
	管理者			管理者			
	道路幅員			整備状況			
	整備状況			放流の承認			
土 地 利 用	利用区分	事業用地	公共の用に供する土地			その他	合計
			道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面積						
比率							
計 画	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)			165~200㎡未満		200㎡以上	合計
	区画数						
伊豆市土地利用事業指導要綱に基づく手続の状況							
予定工期	着手	年 月 日			完了	年 月 日	
標識設置年月日	年 月 日						
この標識は、伊豆市水害に備えた土地利用条例の規定に基づき設置したものです。							
(連絡先) 担当者名		電話番号					

120 cm以上

(注) 伊豆市都市計画法に基づく開発行為等事務処理要領様式第2号に規定する開発計画概要書と同じ内容を記載する。

様式第2号（第6条関係）

説明報告書

年 月 日

伊豆市長 様

（事業者） 住所

氏名

電話番号

（申請代理人） 住所

氏名

電話番号

伊豆市水害に備えた土地利用条例第9条の規定による開発計画の説明等が終了したので、同条の規定に基づき、下記のとおり、その状況を報告します。

記

1 開発計画の名称

2 説明の内容

3 説明に用いた書面及び図面

4 個別説明又は説明会の状況

5 添付書類

開発区域位置図、現況図、土地利用計画図、排水施設計画平面図（市が示す開発行為等に係る設計図書等の作成要領に基づき作成したもの）

建築行為の届出書

年 月 日

伊豆市長 様

(事業者) 住所
氏名
電話番号
(申請代理人) 住所
氏名
電話番号

伊豆市水害に備えた土地利用条例第13条の規定に基づき、建築行為について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の場所 伊豆市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 行為の種類 建築物の新築・改築・増築・移転
- 5 建築行為の概要

(1) 敷地面積	m ²
(2) 敷地地盤面の高さ	m
(3) 敷地地盤面における想定浸水深	m
(4) 建築面積	m ²
(5) 建築物の数【イ 申請に係る建築物の数】 【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】	棟 棟
(6) 階数【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	地上 階 ・ 地下 階 地上 階 ・ 地下 階
(7) 構造【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	造 一部 造 造 一部 造
(8) 階別床面積【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	1階 m ² 、階 m ² 、階 m ² 1階 m ² 、階 m ² 、階 m ²
(9) 最上階の居室の床、屋上等の高さ 【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	m m

(注) 建築確認申請手続における確認申請書(建築基準法施行規則別記第二号様式)と同じ内容を記載する。

- 6 添付書類 付近見取り図、配置図、平面図、立面図、断面図(建築確認申請手続における設計図書と同じもの)、建築行為における浸水対策の措置チェックシート

建築行為の届出受理書

年 月 日

様

伊豆市長



伊豆市水害に備えた土地利用条例第14条の規定に基づき、年 月 日付け建築行為の届出について受理したので、下記のとおり通知します。

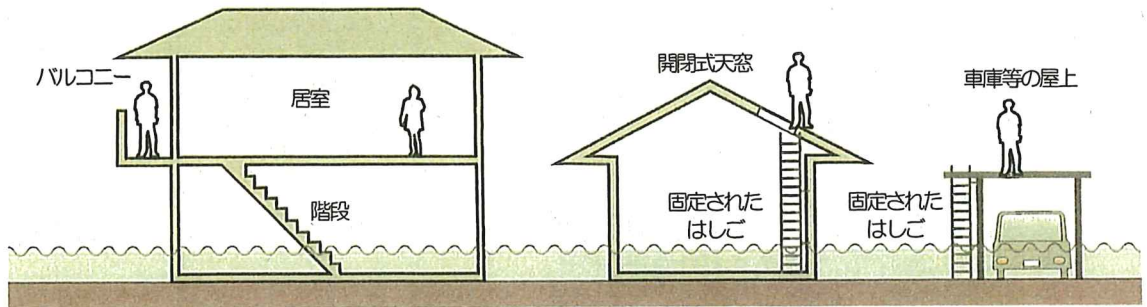
記

- 1 行為の場所 伊豆市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 行為の種類 建築物の新築・改築・増築・移転
- 5 建築行為の概要

(1) 敷地面積	m ²
(2) 敷地地盤面の高さ	m
(3) 敷地地盤面における想定浸水深	m
(4) 建築面積	m ²
(5) 建築物の数【イ 申請に係る建築物の数】 【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】	棟 棟
(6) 階数【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	地上 階 ・ 地下 階 地上 階 ・ 地下 階
(7) 構造【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	造 一部 造 造 一部 造
(8) 階別床面積【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	1階 m ² 、階 m ² 、階 m ² 1階 m ² 、階 m ² 、階 m ²
(9) 最上階の居室の床、屋上等の高さ 【イ 申請に係る建築物】 【ロ 同一敷地内の他の建築物】	m m
(10) 不適合事項	

別図第1 (第7条関係)

浸水想定水位より高位に居室、屋上その他の避難上有効な空間を有し、かつ、避難経路を有することの例



別図第2 (第8条関係)

木造において、浮力がかかる柱脚部と土台又は基礎が接合金物 (L型かど金物、T型かど金物) 等により緊結力が強化されていることの例

